

こども家庭庁設置法案に対する修正案 要綱

一 こどもに関する施策に係る十分な予算を確保するための施策に係る検討規定の追加

政府は、速やかに、国内総生産の額に占めるこどもに関する施策に係る公費の支出の割合が三パーセント以上となるよう、①及び②の措置その他のこどもに関する施策を実施するために十分な予算を確保するための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- ① 児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。）を養育している全ての者に対し、児童手当（特例給付を含む。）を支給すること。
- ② 児童（児童扶養手当法に規定する児童をいう。）の属する全ての低所得者世帯に対し児童扶養手当を支給するとともに、支給する手当の額を増額すること。

（附則新第二項関係）

二 初等中等教育及びその他のこどもに関する施策を一元的に行う行政組織の在り方に係る検討規定の追加

政府は、速やかに、文部科学省が所掌する事務のうち初等中等教育等に関する事務及び第四条第一項に規定する事務並びにこどもに関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事務を一元的に行う行政組織の在り方について、当該行政組織の名称をこども省とすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（附則新第三項関係）

三 こどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方に係る検討規定の修正

こどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策に「こどもの権利の擁護」が含まれることを明示すること。

（附則新第四項関係）

四 施行期日

一及び二は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一項関係）